平成２２年（フ）第２５５号
大分市明野西１丁目１番２―432号
債務者　藤田　正之
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第１００号
北海道苫小牧市字高丘８番地の３　ハイツまるいＮＯ52―107号
債務者　上川　広子
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第６０号
宮城県柴田郡大河原町大谷字鷺沼入23番地19
債務者　及川　衛子
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第７１号
宮城県柴田郡柴田町西船迫４丁目５番地98
債務者　佐々木恵美子
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第７１号
宮城県石巻市新山浜不動沢37番地
債務者　安住　正弘
1　決定年月日時　平成22年５月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第６４号
秋田市中通５丁目５番10号　メゾン・エスポワール806
債務者　鎌田　正志
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１９号
秋田県由利本荘市西梵天153番地２　レインボーハイツ12号
債務者　冨樫美也子
1　決定年月日時　平成22年５月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２２年（フ）第４１号
秋田県大館市川口字洞バミ45番地204
債務者　小笠原道子
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２２年（フ）第２１３号
埼玉県川口市栄町１丁目10番10―602号　クローネ川口
債務者　加賀谷　肇
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第４１７号
さいたま市緑区原山３丁目14番５―305号
債務者　島村　　寿
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１０９号
福井市米松２丁目13番26号
債務者　谷口内装こと　谷口　光一
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１４５号
福井市若杉浜１丁目211番地　アペイス若杉101号
債務者　花坂　良樹
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１４９号
福井県あわら市芦鶴124番地
債務者　田中　育子
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１３３号
長野県中野市大字草間1373番地１　シティヴィレッジ１―302号
債務者　阿部　和也
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１５５号
長野県下高井郡山ノ内町大字平穏4592番地６
債務者　竹内　隆子
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第８１号
長野県塩尻市大字片丘4821番地２　君石団地１―106、前住所長野県松本市平田東３丁目36番２号
債務者　川井　洋子
1　決定年月日時　平成22年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第８２号
長野県松本市平田東３丁目36番２号
債務者　川井登志行
1　決定年月日時　平成22年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第１０３号
長野県安曇野市穂高北穂高2155番地３　県営青木花見団地Ｄ―404
債務者　下川　美幸
1　決定年月日時　平成22年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
長野地方裁判所松本支部